

新検査制度の本格運用の状況について (実施状況と課題)

原子力エネルギー協議会
2020年8月27日

- 2020年4月1日から改正原子炉等規制法が施行され、原子力規制検査が開始された。
- 事業者は、昨年度までの「検査制度の見直しに関する検討チーム会合/WG」の議論や試運用での経験を踏まえ、原子力規制検査に対応する活動体制の構築や文書整備といった準備を行い、原子力規制検査の本格運用を迎えた。
- 本格運用以降、事業者は整備した体制や文書に基づき活動しているが、今後の取り組みとして原子力規制検査を通じて事業者の各プログラム（パフォーマンス監視・評価、CAP、コンフィギュレーション管理等）を継続的に改善するとともに、リスクインフォームド、パフォーマンスベースの意識を定着させていくことが重要だと考えている。
- 新検査制度の本格運用の状況を踏まえ、事業者の取り組みの実施状況と検査における課題について次ページ以降に記載する。
 - ①事業者の取り組みの実施状況→2 3
 - ②検査の運用に関する課題→4
 - ③制度に関する課題→5

➤ パフォーマンス監視・評価

＜現状＞パフォーマンス指標（PI）について、「安全実績指標に関するガイドライン」、及び「共通自主PIに関するガイドライン」を踏まえ、安全実績PIおよび共通自主PIを設定した。これら以外にも各社が独自のPIを設定し、各PIデータの監視を行っている。

＜今後＞PIデータを監視・評価し、抽出された改善点を踏まえて、発電所の継続的なパフォーマンス向上活動を行っていく。

➤ CAP活動の改善

＜現状＞「CAPシステムガイドライン」での共通の考えのもと、従来よりも広範囲な情報を収集し、改善事項を抽出し、重要度も考慮した是正措置の検討を行う活動に取り組んでいる。

＜今後＞プラントの安全性向上に有効なCAP活動となるよう、収集した情報を分析・精査し、継続的に運用を改善する。

➤ コンフィギュレーション管理（CM）

＜現状＞設計要件を整理した設計基準図書（DBD）の作成に取り組むとともに、各社共通のプロセス要件を整理した「コンフィギュレーション管理に関するガイドライン」を踏まえ設計プロセスを構築している。

＜今後＞引き続きDBDの作成を進めるとともに、設計要件を理解した業務が実施できるよう教育やプラクティスの共有を行っていく。

➤ リスク情報の活用

＜現状＞先行プラントでPRAモデル高度化を進めており、得られた知見は各プラントのPRAモデル高度化にも資するよう共有している。

＜今後＞継続的にPRAモデルの高度化と維持を行うとともに、PRAから得られるリスク情報も活用した発電所のリスクマネジメントを実施する。

➤ 事業者検査の運用

＜現状＞「事業者検査に関する運用ガイドライン」を踏まえた各社共通の考えのもと、事業者検査を実施している。

＜今後＞事業者検査の実績や、運用上の気付きなどを共有し、継続的に改善を実施していく。

②検査の運用に関する課題

4

No.	課題	意見
1	<u>フリーアクセスでの検査</u> 検査準備において、許認可資料等の提出を依頼され、設置許可申請や工認資料を提出したケースがある。	許認可資料は事業者から既に提出しており、検査に必要な場合は本庁内で入手して頂きたい。
2	<u>SDPへのPRAモデル活用</u> 原子力規制庁は事業者のPRAモデルの妥当性確認を行い、必要に応じ修正しSDPで用いることとしている。事業者は以下の通りPRAモデルを提示しているが、妥当性確認が継続中となっている。 □ 伊方3号 提示（2018.10）L1完了（2020.3） □ 大飯3,4号 提示（2018.12） □ 玄海3,4号 提示（2019.12） □ 川内1,2号 提示（2020.7） □ 高浜3,4号 提示（2020.7） □ 柏崎刈羽7号 提示（2020.8）	提示しているPRAモデルについて妥当性確認を効率的に進めて頂きたい。
3	<u>事業者への意見聴取方法</u> 試運用では四半期の振り返り面談で検査結果や指摘事項について意見交換しており、議事録は公開され、事業者意見の提出も可能であった。本格運用では締めくり会議で事業者意見が聴取されるが、コミュニケーションが不足すると検査結果について原子力規制庁と事業者の認識に差異がある状態で検査結果が公開される可能性がある。	四半期の検査結果や指摘事項について、締めくり会議の意見聴取の場で聴取が不足しないよう、必要に応じて事業者意見の提出も可能な運用とするなど、十分なコミュニケーションが図れるようにして頂きたい。

No.	課題	意見
4	<u>旧保安検査における指標の収集</u> 2016年度に原子力規制委員会から発出された指示文書「保安検査における指標の収集について（指示）」に基づき、保安検査に活用する安全に係る指標（保安検査PI）の収集が求められており、年度ごとに指標を原子力規制庁に提出している。 これらの指標はデータ等を数年間収集して傾向分析を行い、原子力規制事務所が年度ごとに定める実施方針や年4回の定期の保安検査において検査項目を選定する際の資料として活用することとされていたが、検査制度の見直しに伴い、保安検査は廃止された。しかしながら、指標の収集・提出は継続して求められている。	これまで収集した指標項目（30項目）について、当初の目的に則した活用の見込みがあるか評価して頂き、見込みのない項目は廃止して頂きたい。

- 本格運用開始から4カ月余りが経過した時点における、事業者の取り組みの実施状況や検査における課題について抽出を行った。事業者の取り組みについては今後継続的に改善を行うとともに、検査の運用・制度改善に関する課題については引き続き意見交換させて頂きたい。